⑶　湿度試験	
ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度を相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。	
イ　この状態で４時間放置する。	
ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。	
エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。	
３　試験機器の状態	
⑴　２⑴ア、２⑵ア又は２⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。	
⑵　２⑴イ、２⑵イ又は２⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。	
４　その他の条件	
⑴　常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。	
⑵　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。	
⑶　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、２⑴から⑶までに示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。	
［四～七　略］	［四～七　同左］
八　空中線電力の偏差	八　空中線電力の偏差
［１～３　略］	［１～３　同左］
４　測定操作手順	４　測定操作手順
［⑴～⑷　略］	［⑴～⑷　同左］
⑸　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、特定無線設備の種別の区分に応じ、それぞれに定める値とする。	⑸　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する場合は、全空中線端子における総和を求める。
ア　証明規則第２条第１項第11号の20、第11号の20の２、第11号の20の３、第11号の20の４、第11号の20の５及び第11号の20の６に掲げる無線設備　各空中線端子における値	
イ　その他の無線設備　各空中線端子における値の総和	
⑹　アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する場合は、全空中線端子における総和を求める。	［新設］
［５　略］	［５　同左］
［九・十　略］	［九・十　同左］
別表第九十一　証明規則第２条第１項第11号の19、第11号の19の２、第11号の19の３、第11号の30及び第11号の34に掲げる無線設備の試験方法	**別表第九十一**　証明規則第２条第１項第11号の30及び第11号の34に掲げる無線設備の試験方法
［一・二　略］	［一・二　同左］